

秋田県同行援護従業者養成研修受講補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 秋田県同行援護従業者養成研修受講補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県内における視覚障害者への支援体制の強化を目的とし、秋田県内の障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）において質の高い従業者の確保及び障害福祉サービス等の質の向上に資するため、障害福祉サービス事業所従業者が受講する同行援護従業者養成研修の受講料について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県健康福祉部障害福祉課関係補助金等交付要綱に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象研修)

第2条 補助金の交付対象となる研修は、同行援護従業者養成研修（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第6号に規定する研修をいう。）の一般課程（以下「養成研修」という。）とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるものとする。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当する総合支援法第29条第1項の規定による指定を受けた同法第21条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業所（同法第5条第4項に規定する同行援護を行うものに限る。以下「同行援護事業所」という。）の設置者

ア 前条に規定する養成研修を修了し、当該同行援護事業所に勤務する従業者（以下「養成研修修了者」という。）の修了した養成研修に係る受講料の額の10分の10の額を負担していること。

イ 養成研修修了者が受講した養成研修の修了日が令和8年4月1日から令和9年2月1日までの期間内であること。

ウ 養成研修修了者が申請日から以後1年間以上、秋田県内の同行援護事業所で働き続ける意欲のある者であること。

エ 養成研修修了者が秋田県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

オ この補助金の交付と対象費用を重複して、他の法律又は予算に基づく国及び地方公共団体の負担又は補助を受けていないこと。

(2) 次のアからエまでのいずれにも該当する者

ア 前条に規定する養成研修の修了日が令和8年4月1日から令和9年2月1日までの期間内であること。

イ 申請日から以後1年間以上、秋田県内の同行援護事業所で働き続ける意欲があること。

ウ 秋田県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

エ この補助金の交付と対象費用を重複して、他の法律又は予算に基づく国及び地方公共

団体の負担又は補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の交付対象者が支払った第2条に規定する補助対象研修の受講料（教材費及び実習費を含む。）とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

補助金の額及び限度額	
補助金の額	受講料の2分の1
限度額	3万円

なお、上記の交付額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書類一式を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出し、交付申請及び実績報告を行うものとする。

- (1) 秋田県同行援護従業者養成研修受講補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 第2条に規定する補助対象研修を修了したことを証する書類（修了証明書）の写し
- (3) 第4条に規定する補助対象経費の支払を証する書類等の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 雇用証明書（様式第3号）
- (6) 請求書（様式第4号）
- (7) 振込先口座が確認できる通帳の写し等
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、秋田県同行援護従業者養成研修受講補助金等交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

なお、財務規則第256条の規定による額の確定は、交付決定により代えるものとする。

(不交付決定通知)

第8条 知事は、前条の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当と認められない場合は、秋田県同行援護従業者養成研修受講補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 知事は、第7条の規定による交付の決定をしたときは、速やかに補助金の交付をするも

のとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県同行援護従業者養成研修受講補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、秋田県同行援護従業者養成研修受講補助金返還命令書（様式第8号）により、当該交付決定者に対し期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第11条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、補助金を交付した者に対し、報告の聴取又は立入検査を行うことができる。

(手続きの一部省略)

第12条 この補助金は、財務規則第263条の規定による手続きの一部を省略できるものとし、手続きを省略できる書類は財務規則第253条の補助事業等遂行状況報告書とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。